

国立公園における協働型管理運営の推進のための手引書

平成 27 年 3 月

環境省自然環境局国立公園課

国立公園における協働型管理運営の推進のための手引書

目 次

1. はじめに	1
2. 背景	1
(1) 近年の国立公園の管理運営に係る課題	1
(2) 協働型管理運営、総合型協議会の必要性	2
3. 総合型協議会の設置	3
(1) 総合型協議会の設置	3
(2) 協議の対象とする地域の範囲の設定	4
(3) 事務局を担う機関	5
(4) 構成員の選定、レベルの設定	6
4. 総合型協議会の運営	11
(1) 協議の対象とする内容	11
(2) 各構成員と国立公園とをつなげる工夫	20
(3) 幹事会、分科会等の設置	20
(4) 地域の広範な意見の収集	22
(5) 複数の総合型協議会の連携とその手法	22
資料1 国立公園における協働型管理運営を進めるための提言	23
資料2 国立公園における協働型管理運営の推進について	30
資料3 国立公園管理運営計画作成要領	32
資料4 国立公園管理運営計画作成状況一覧	36

国立公園における協働型管理運営の推進のための手引書

1. はじめに

国立公園の管理運営を地域の関係者との協働により推進していくため、環境省は先般、「国立公園における協働型管理運営の推進について」（平成 26 年 7 月 7 日付け自然環境局長通知、本書 p30 参照）を発出し、同時に「国立公園管理運営計画作成要領」（本書 p32 参照）を定めた。

この手引書は、当該通知に基づき協働型管理運営の具体的な内容や進め方を列記したものである。後述するように我が国の国立公園は公園ごとに多種多様な特徴を持っており、管理運営に当たってはその地域に応じた柔軟な対応が求められる。この手引書に記載されている内容は、地域の特性やこれまでの各種協議会・検討会等の設置の経緯、地域の各主体の関係性等を踏まえ、その地域に最も適した管理運営体制を構築・推進する際の参考として使用されることを目的に作成したものである。

2. 背景

（1）近年の国立公園の管理運営に係る課題

①我が国の国立公園の管理運営上の特性

- ・我が国の国立公園制度は、土地所有に関わらず区域を定めて指定し、公用制限を課す地域制の公園として発展してきた。
- ・地域制の国立公園では、指定、公園計画の決定、規制の実施、国立公園事業の執行等公園の管理運営の様々な段階において、公園の管理者である環境省だけでなく都道府県・市町村等の地方公共団体や民間事業者等多様な主体が関わっている。
- ・環境省が広範な関係者と調整を図りながら、協働による国立公園の管理運営を進めることを前提としている。

②近年顕著になってきた管理運営上の課題

- ・国立公園の利用者は、近年横ばいまたは減少傾向が続いている。地域によっては国民のニーズの変化や利用動態の変化に対応できず利用者数の顕著な減少を招き、民間のホテルや旅館等の経営が破綻する等地域経済に大きな影響が出ている。

- ・また、行為規制による自然環境の保全のみならず、自然再生、外来生物対策、野生鳥獣管理等能動的な対応を求められる状況が発生している。
- ・平成 11 年の地方分権一括法の公布に伴う機関委任事務の廃止、平成 17 年の三位一体改革による国立公園内の都道府県による施設整備に対する補助金の廃止は、一面では地方公共団体の国立公園管理への関与の機会を減少させた側面がある。なお、平成 27 年度より国立公園の新たな交付金が創設され、地方公共団体の関与の機会の増加が期待されているところである。

(2) 協働型管理運営、総合型協議会の必要性

①協働型管理運営の必要性

近年各地の公園で課題となっている外来種対策や野生鳥獣の管理、遷移による自然の変質への対応、適正な利用の推進は、環境省以外の国の機関や地方公共団体、民間団体、公園事業者等様々な主体の協働体制が構築されなければ、計画的、効果的な実施は困難である。特に、適正利用の推進については、地域経済と密接な関係を持つ観光を担う民間団体や公園事業者等との協働が必須である。

②総合型協議会の必要性

- ・平成 26 年 3 月の「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会の提言（以下「提言」という。）」では、国立公園のビジョン、管理運営方針、行動計画等を関係者が検討・共有した上で、効果的な協働型管理運営を進めるための、「総合型協議会」を設置する必要性が高いとしている。
- ・提言では、これまでに各地域で設置されてきた個別課題対応型や連絡調整型等の協議会には次のような課題があったと指摘している。
 - －個別課題対応型協議会においては、地域の将来像を十分共有するというよりも、個別の課題への対応を検討していたため、大局的・長期的な観点から協働型の取組を実施することが困難である。また、新たな課題へ迅速かつ戦略的に対応することが難しい。
 - －連絡調整型協議会は、構成機関の活動報告や課題の共有等のみで終始してしまい、対策について話し合う等の議論が行われていない場合がある。
- ・このような課題に対応できるような総合型協議会を今後各地の国立公園で設置し、円滑に運営することにより効果的な協働型管理運営を進めることが望まれる。

3. 総合型協議会の設置

(1) 総合型協議会の設置

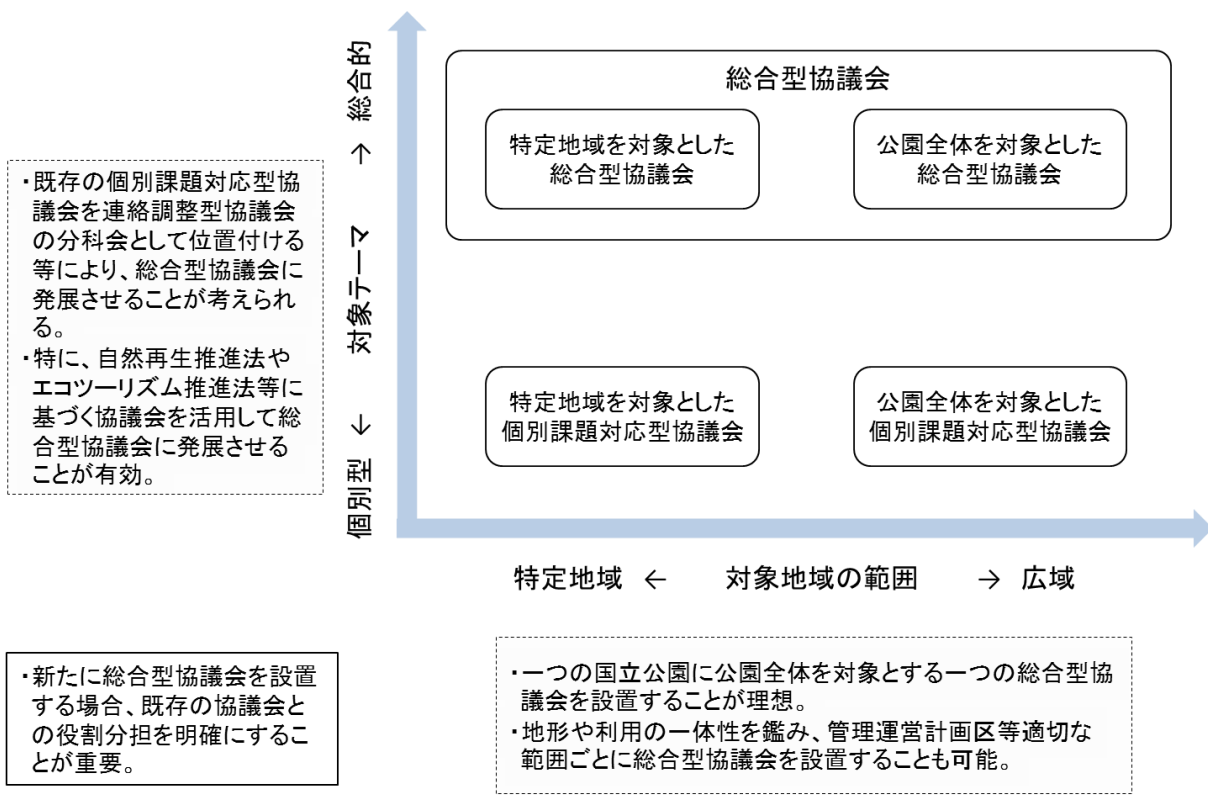
- ・地域の関係者との協働による管理運営の取組を進め、総合型協議会を設置するに当たっては、順次可能な地域から取組を進めていく。
- ・現在、多くの国立公園では既に様々な個別課題対応型、個別地域対応型の協議会や連絡調整型協議会が設置されている。総合型協議会の設置に向けては、既存の協議会を発展させる方法と新たな枠組みで総合型協議会を設置する方法とに大別される。
- ・上記のどちらの方法においても、まずは既存の協議会を整理することが必要である。構成員が重複している場合や、協議内容が類似している場合、総合型協議会を設置することにより、会議の開催に係る事務的な負担の軽減につながる可能性がある。
- ・世界遺産地域における地域連絡会議及び科学委員会、自然再生推進法やエコツーリズム推進法等に基づく協議会の中には、活用の方法によって総合型協議会の機能を果たし得るものがある。
- ・連絡調整型協議会についても、環境省の国立公園の管理運営に関する方針や施策、地方公共団体等の施策を互いに知る場として活用されてきたため、総合型協議会に発展させることも有効である。その際、既存の個別課題対応型協議会が存在する場合には、これを総合型協議会の分科会として位置付けることも考えられる。
- ・新たに総合型協議会を設置しようとする際には、既存の協議会の目的、協議内容等との違いを明確にすることが重要である。
- ・また、旧国立公園管理計画の作成の際に設置された国立公園管理計画検討会を、旧管理計画の見直し・管理運営計画への移行等の機会を捉え、構成員の見直し等により、順次体制を整えていくことも有効な手法である。

事例1 知床国立公園・知床世界自然遺産地域連絡会議

知床国立公園では、知床の世界自然遺産登録に向けて平成15年10月に「知床世界自然遺産候補地連絡会議」が発足した。その後、平成17年7月の世界自然遺産登録を受けて、「知床世界自然遺産地域連絡会議」に名称を変更した。幅広い関係者を構成員とする同連絡会議において、世界自然遺産の適正な管理のあり方の検討、地域の関係機関の連絡調整が行われることにより、当該地域の管理運営の一体化に大きく貢献してきた。

事例2 中部山岳国立公園・中部山岳国立公園上高地連絡協議会

中部山岳国立公園の上高地地域では、管理計画検討の過程で議論した地域の目標等の実現のため、関係する多様な主体が上高地の現状と課題、目指す姿をしっかりと共有し、適切な役割分担のもと、協働型の管理運営体制を構築する必要があるとして、平成24年3月に「中部山岳国立公園上高地連絡協議会」を設立し、平成26年7月には「上高地ビジョン」を策定した。



総合型協議会の設置を検討するための概念図

(2) 協議の対象とする地域の範囲の設定

①地域による総合型協議会の区分が必要な場合

- ・国立公園全体のビジョンや管理運営方針について議論をするためには、一つの国立公園に国立公園全体を対象範囲とする一つの総合型協議会を設置することが理想である。一方で、地形や利用の一体性を鑑み、管理運営計画区等適切な範囲を設定して総合型協議会を設置することも可能である。

- ・我が国の国立公園には複数の管理運営計画区で一つの広いまとまりとみなせる地域を含むものや、一つの管理運営計画区であっても利用面等において性質の異なる地域を含むものが多数ある。
- ・このような公園では地域に応じて範囲を設定し、範囲ごとに総合型協議会を設置し、その総合型協議会においてビジョンや管理運営方針等について話し合うことも可能である。地域によってビジョン、管理運営方針等の策定の重要性、緊急性が異なる場合には、必ずしも区分した全地域同時に総合型協議会を設置する必要はなく、管理運営計画の見直し等の機会を利用して設置することも考えられる。

事例3 雲仙天草国立公園・雲仙プラン100地域づくり委員会

雲仙天草国立公園は、島原半島の中央部にそびえる普賢岳を中心に火山景観を主体とした雲仙地域と、熊本、鹿児島両県の西海岸に連なる大小120余の島々の海洋景観を主体とした天草地域からなる国立公園であり、平成23年12月に雲仙プラン100を策定後設立された「雲仙プラン100地域づくり委員会」は雲仙地域管理計画区を対象地域としている。

②地域区分の視点

- ・総合型協議会の地域区分は、管理運営計画の地域区分を基本とするが、公園（地域）のビジョンを策定する範囲として相応しい地域区分になっているかを確認する。必要があれば地域の統合や再区分等の見直しを行う。
- ・地域区分を行う際の視点としては、公園の保護上または利用上何らかの関連を持った地域であるか、同一の経済圏を有するか、市町村や民間団体、事業者等地域の想定される構成員が地域に対して共通する背景を持っているか、といった点を考慮する必要がある。
- ・公園区域には含まれていないが、隣接地域で利用者の宿泊拠点となっている等、特に公園利用上の関係が深い地域がある場合、関係市町村等の合意を得て協議の対象地域に含めることが考えられる。
- ・総合型協議会の体制、運営方法等は全国一律のものである必要はなく、公園や地域の様々な特性に応じ最も実効ある議論ができる形を選択する必要がある。
- ・特に複数の都府県にまたがる等極めて多数の関係者がいる国立公園においては、総合型協議会の対象地域をいくつかに分けて各構成員の数を適正な規模にする必要がある。

(3) 事務局を担う機関

事務局を担う機関としては、地方環境事務所・自然環境事務所、地方公共団体等が考えられる。特に地方公共団体が推進する重点施策と国立公園の施策が重複する等の場合、総合型協議会を設置する範囲の主な市町村が担当することや関係市町村の中で事務局を持ち回りで担うことも考えられる。

(4) 構成員の選定、レベルの設定

①構成員の選定

- ・総合型協議会の構成員は下記のような主体が考えられる。
 - －地方環境事務所等
 - －環境省以外の国の出先機関
 - －地方公共団体
 - －公園事業者の代表
 - －地域住民
 - －土地管理者・所有者
 - －公園管理団体
 - －農林水産業従事者、狩猟団体
 - －自然環境、社会環境の専門家
 - －観光関係者
 - －ガイド団体
- ・構成員の選定に当たっては、主となる構成員で話し合い、公園に関係する機関や団体、事業者等の中から参画することが望ましい者を選考することが重要である。また、定期的に会議を開催し、実質的な議論を行うため、会議の適正な規模（構成員数 30 人程度以内）を勘案し、選考する必要がある。
- ・構成員以外の意見を取り入れる体制を構築することも必要である。総合型協議会の傍聴者から意見を募集する、議題に応じて構成員以外も総合型協議会に参集する、分科会において意見を求める機会を設ける等の方法が考えられる。
- ・なお、地域ごとに自然保護団体の設立等歴史的な背景がある場合があるため、構成員を検討する際に留意すべきである。

②構成員のレベルの設定

構成員のレベルは、総合型協議会の場において各地方公共団体の施策に関わるビジョンや役割分担等を話し合うため、一定の政策判断を行うことが可能な立場であることが望ましい。関係する市町村長や都道府県の担当部局長、課長等が考えられる。

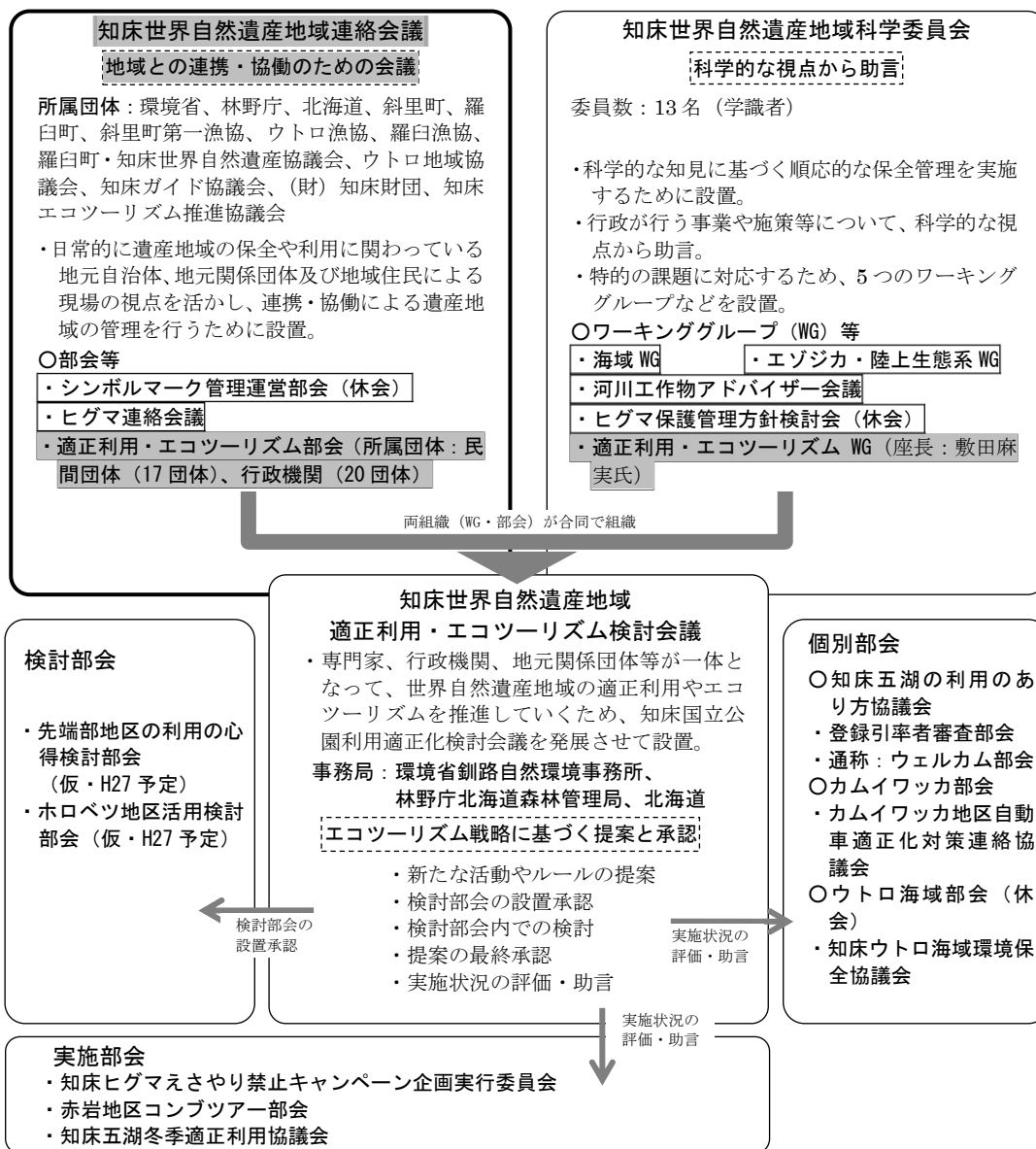
③専門家の参画方法

専門家の参画については、総合型協議会の構成員として参画する方法と、総合型協議会とは別に専門家中心の助言機関を設置する方法とが考えられる。

- ・協議会の構成員として参画する方法
 - －地域の大学に所属していたり、公園全体の包括的な議論を行うことのできる専門家を構成員に加え、地域の関係者の相互理解を促進させることが望ましい。
 - －公園ごとにテーマが異なり、議論によってテーマが変更される可能性もあることから、そのテーマに即した構成員を選出する必要がある。
- ・独立した助言機関を設置する方法
 - －例えば、多様な希少動植物や生態系等が重要な保護対象となっている公園等の場合には独立した助言機関を設置することも考えられるが、その場合、あくまで助言機関であり、施策の決定機関ではないことを事務局、学識経験者の双方が十分に認識することが重要である。
 - －また、学識経験者の助言機関での専門的な検討内容・結果を分かりやすく総合型協議会に伝えることも極めて重要である。

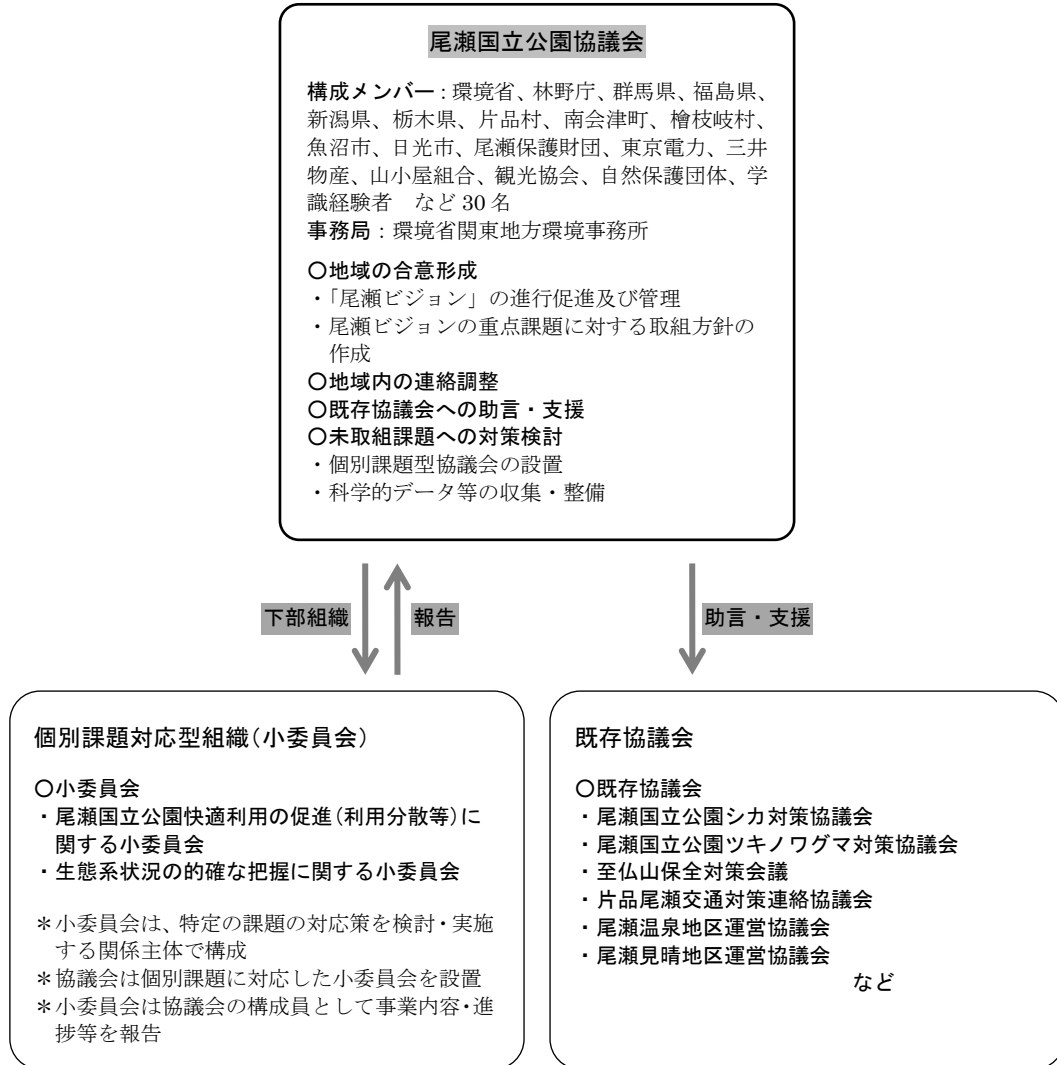
次に、総合型協議会の体制の事例として知床国立公園、尾瀬国立公園、白山国立公園の総合型協議会の体制図を示す。

総合型協議会の設置事例 1 知床世界自然遺産地域連絡会議

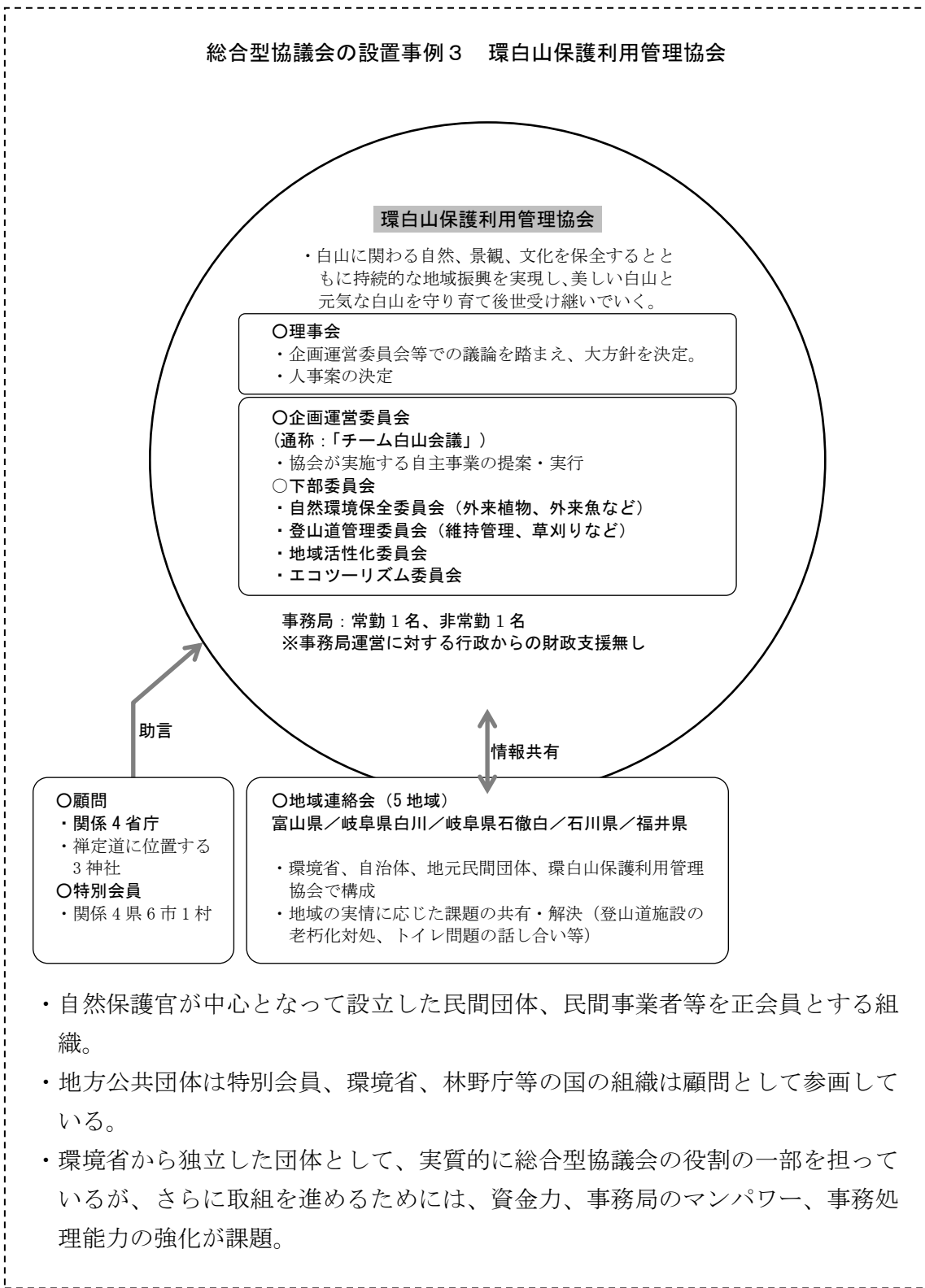


- ・「知床世界自然遺産地域連絡会議」で総合的な議題を議論。
- ・知床世界自然遺産地域連絡会議の「適正利用・エコツーリズム部会」と知床世界自然遺産地域科学委員会の「適正利用・エコツーリズムワーキンググループ」から構成員を出し合う形で「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」を設置。利用に関する具体的な議論を実施。
- ・「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」では、傘下に課題や地域別に多数の部会を設置し、活発に活動している。
- ・地域連絡会議、科学委員会、検討部会の位置づけ、関係が必ずしも明確になっていないことが課題。

総合型協議会の設置事例2 尾瀬国立公園協議会



総合型協議会の設置事例 3 環白山保護利用管理協会



- ・自然保護官が中心となって設立した民間団体、民間事業者等を正会員とする組織。
- ・地方公共団体は特別会員、環境省、林野庁等の国の組織は顧問として参画している。
- ・環境省から独立した団体として、実質的に総合型協議会の役割の一部を担っているが、さらに取組を進めるためには、資金力、事務局のマンパワー、事務処理能力の強化が課題。

4. 総合型協議会の運営

(1) 協議の対象とする内容

環境省のみならず、地方公共団体や観光事業者等国立公園に関わる関係者の取組を効果的に連携させるため、以下に示すような国立公園のビジョン、管理運営方針、行動計画等を、関係者が検討・共有した上で、効果的な協働型管理運営の取組を進めることが必要である。

・ビジョン

自然環境や土地利用状況等国立公園ごとの特徴を踏まえた、国立公園の望ましい姿（国立公園の保護すべき資源、利用の方向性等）、国立公園が提供すべきサービス（役割）、国立公園の価値や保全・利用の目標を示したもの。ただし、国立公園がその区域内に留まらず、観光、産業、文化等の地域社会と密接な関わりを持つことや、地域の積極的な参画を促す必要性を踏まえると、国立公園を地域の資源と捉え、国立公園を中核とした「地域のビジョン」として策定することも考えられる。

また、総合型協議会が管理運営計画区域等を単位として設置されていたとしても、ビジョンについては国立公園全体で共通のビジョンを策定し、公園全体の目指すべき姿とすることも考えられる。

・管理運営方針

国立公園のビジョンを実現するため、環境省や地域の関係者が、国立公園をどのように管理運営していくかといった方向性を示したもの。

・行動計画

ビジョンや管理運営方針に基づき、自然環境の保全、施設の整備、維持管理や利用者サービスの提供等、環境省や地域の関係者が分担して実施すべき事項として、具体的な取組内容及び役割分担について記載したもの。なお、行動計画は今後5年間の計画を定めた短中期計画、10年後を見越した長期計画を策定する等、ある程度の期間を区切り、評価・更新していくことが望ましい。

次に、総合型協議会において検討・共有された内容の事例として「尾瀬ビジョン」（尾瀬国立公園）及び「上高地ビジョン2014」（中部山岳国立公園：上高地地域）を示す。

尾瀬ビジョン

平成 18 年 11 月 30 日策定

(抜粋)

～21 世紀の新しい国立公園にふさわしい
保護・利用・管理運営のあり方とその具体化に向けて～

はじめに（省略）

1 「尾瀬」の特徴・範囲・広がり（自然・文化・利用）（省略）

(1-1) 「尾瀬」地域の特徴について

(1-2) 生態的観点から見た「尾瀬」の範囲について

(1-3) 文化・伝統や利用状況から見た「尾瀬」の範囲

2 「尾瀬」の自然（生態系）の保護と利用の状況（省略）

(2-1) 現況

(2-2) これまで実施してきたこと

(2-3) 課題

3 基本理念と基本方針

「尾瀬」の現況及び課題を受け、今後の尾瀬のあり方を示す「尾瀬ビジョン」の基本理念及び基本方針を以下の通り掲げる。

(3-1) 基本理念

みんなの尾瀬をみんなで守りみんなで楽しむ

わが国を代表する景観と学術的にも貴重な生態系を有し、「自然保護の原点」である尾瀬を、地域をはじめ尾瀬を愛する人みんなで保護しながら、豊かな自然体験を享受できるようにする。

(3-2) 基本方針

○科学的知見に基づいて保護と利用を考え、保護を越えない利用を原則とする
現状を越える利用のための施設整備は、特別保護地区内では原則として行わない

○尾瀬とその周辺地域を地域の人々とともに保護し、賢明な利用を図る

豊かな自然体験を提供するエコツーリズムを推進するなど、地域社会との協働により、地域の持続的振興を促進する

○尾瀬保護の精神を広く国民に普及し、環境保全に対する意識を啓発する

ガイド利用による充実した自然体験等を通じた環境教育を推進する

○国民の宝である尾瀬をみんなでサポートする仕組みをつくり、管理体制を整備する

尾瀬から積極的に情報を発信し、広く企業・団体や国民に尾瀬に対するサポートを呼びかける

4 基本方針に沿った諸対策

【「尾瀬」地域の見直しについて】

国立公園として保全すべき「尾瀬」の範囲を見直す。

課題	必要となる具体的取り組み	
	短期的（概ね5年以内）に 取り組むべき事項	中長期的（概ね10年以内）に 取り組むべき事項
国立公園区域の見直し （拡張）	■公園計画再検討	■公園計画見直し点検

【保護について】

原生的な生態系及び風景を適切に保護する。

課題	必要となる具体的取り組み	
	短期的（概ね5年以内）に 取り組むべき事項	中長期的（概ね10年以内）に 取り組むべき事項
生態系の状況の 的確な把握	■調査研究促進のための支援実施 ■効果的なモニタリング調査等の実施	■第4次学術調査の実施 ■モニタリング体制の確立 ■学術情報の公園管理への反映
野生動物対策	■シカによる植生攪乱の実態把握と将来予測 ■クマ対策マニュアルの作成・普及啓発	■シカ管理体制の確立 ■クマの生態把握
環境保全	■過去のごみ対策 ■植生荒廃地の復元対策 ■至仏山保全対策の実施 ■外来植物対策 ■保護の強化	

【利用について】

利用が生態系に与える負荷を軽減するとともに、環境を損なわずに自然との充実したふれあいが体験できる利用方法（エコツーリズムなど）を推進する。

課題	必要となる具体的取り組み	
	短期的（概ね5年以内）に 取り組むべき事項	中長期的（概ね10年以内）に 取り組むべき事項
適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 快適利用の促進 ■ 情報提供のあり方の検討 ■ エリアごとの利用方法の検討 ■ 尾瀬入山までのアプローチの検討 ■ 現在の対策の効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用促進目標の設定 ■ 中心部の過剰利用解消 ■ 山小屋のあり方の検討
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ ビジターセンターのあり方の検討 ■ サイン計画 ■ 入山口の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境に調和した施設整備のあり方の検討 ■ 環境配慮や適正利用に役立つ最新技術導入の検討
環境教育とエコツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 未来を担う子ども達の受入れ ■ ガイドの資格認定（登録）制度の創設 ■ ガイド利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 尾瀬で学ぶ機会の創出 ■ 地域の持続的振興

【管理運営体制について】

地域と積極的に連携するとともに、国民一般から広く支持と支援（サポート）を受けられることができる公園管理体制を確立する。

課題	必要となる具体的取り組み	
	短期的（概ね5年以内）に 取り組むべき事項	中長期的（概ね10年以内）に 取り組むべき事項
関係者間の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ■ 役割分担の合意形成 ■ 地域との協働体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の効率的な整備・管理方法の検討
関係者間の総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報共有と意見交換の推進 	
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 傷病・遭難対策の体制整備 ■ 危険箇所の補修・点検 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療体制の検討
企業・団体や国民一般からのサポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ サポートを受ける仕組みづくり ■ サポート側と地域との交流の場の設定 	
尾瀬保護財団の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成 ■ 財団「友の会」等の充実強化 	

上高地ビジョン 2014

平成 26 年 7 月 11 日策定

(抜粋)

～協働型管理による、世界最高水準の山岳公園作り～

はじめに (省略)

第 1 部 上高地の現状 (省略)

1. 上高地の特徴と取り組みの経緯

- (1) 傑出した山岳景観
- (2) 山岳環境に適応した得意な生態系
- (3) アルピニストの聖地
- (4) 快適で質の高い利用環境
- (5) 地域が一丸となった管理運営

2. 上高地の現状と課題

- (1) 上高地の保全に関する現状と課題
- (2) 上高地の利用に関する現状と課題
- (3) 上高地の防災に関する現状と課題
- (4) 上高地の管理運営に関する現状と課題

3. 上高地の利用のゾーニング

第 2 部 基本戦略

1. 基本的視点

上高地の保全と適正な利用に向けて中・長期的に取り組を進める上で、前提となる基本的

視点として、次の 3 つを掲げます。

(1) 世界に誇る山岳公園としての価値の継承

【傑出した自然景観の保全】(詳細記述は省略)

【豊かな生物多様性の保全】(詳細記述は省略)

(2) 品格のある、災害に強い山岳公園づくり

【多様な利用者の受入環境の整備】(詳細記述は省略)

【上高地体験型の利用サービスの提供】（詳細記述は省略）

【災害に強いしなやかな山岳公園づくり】（詳細記述は省略）

（3）地域が一丸となった協働型の管理体制の構築

【地域のすべての主体が担い手となった協働管理】（詳細記述は省略）

【地域に根ざした取組と広域連携】（詳細記述は省略）

2. 基本方針と重点プログラム

- ・中・長期的な観点で取り組む3つの基本的視点を念頭におき、今後のおおむね10年間に重点的に取り組む対策の柱を示す5つの基本方針と、それに即した具体的な取組を示す20の重点プログラムを掲げます。
- ・なお、重点プログラムの「10年後の目標」の中には、10年以内の達成が期待される目標も含まれていますが、本ビジョンの点検の際に達成状況の評価を行い、取組の進捗状況や自然・社会環境などの変化を踏まえ、目標を見直していく必要があります。

（1）上高地の景観と防災の調和

重点プログラム	10年後の目標
①梓川河床上昇への対応	梓川の土砂供給・移動プロセスの解明と総合的な梓川河床上昇対策の確立
②徳沢・横尾地区への管理用道路の整備・維持管理	徳沢・横尾地区への恒久的な管理用道路の整備と仮設橋・砂利堤防の撤去
③梓川左岸歩道の整備・維持管理	梓川左岸歩道の協働管理体制の確立と老朽施設の再整備
④防災・減災対策の推進	総合的な防災・減災対策の確立と横尾地区のインフラ整備

（2）上高地の生物多様性の保全

重点プログラム	10年後の目標
⑤ニホンザルなどの人慣れ・誘引防止対策	野生動物と利用者との適切な距離の確保
⑥ツキノワグマの保護管理	ツキノワグマによる人的被害の発生防止
⑦ニホンジカ侵入防止対策	ニホンジカの効果的な監視・捕獲方法の確立と上高地を含む高山帯・亜高山帯への侵入防止
⑧外来種対策	上高地で確認される外来植物の種類数を半減させるなど、外来種の侵入・分布拡大の防止
⑨希少野生動植物の保護増殖	上高地一帯での希少野生動植物種の絶滅防止

(3) 北アルプス南部の適正な登山利用

重点プログラム	10年後の目標
⑩登山道の整備・維持管理	山小屋と関係行政機関の協働による、北アルプス南部の登山道管理モデルの確立・発信
⑪山岳トイレの整備・維持管理	北アルプス南部のすべての山小屋における環境配慮型トイレの整備
⑫登山の遭難防止対策	すべての登山者が、入山の心構えを確認し、基本的な登山のルール・マナーを理解する「登山ロゲート」の設置

(4) 上高地の適正な観光利用

重点プログラム	10年後の目標
⑬交通アクセスの改善	上高地内の観光バス渋滞距離 1km 以内、ターミナルでのシャトルバス・タクシーへの乗換時間 30 分以内にするなど、快適性の確保
⑭ナショナルパークゲートシステムの構築	すべての利用者に、入山前に国立公園上高地に関する情報や利用ルール・マナーを提供する「ナショナルパークゲートシステム」の確立
⑮エコツーリズムと環境学習の推進	ガイド育成システムの確立と「エコツーリズム推進協議会」の設置
⑯冬期利用の適正化	すべての冬期入山者が冬山のリスクを自己責任で回避する心構えを確認し、基本的なルール・マナーを理解する「冬期入山ゲート」の仕組みの確立

(5) 国立公園モデルの山岳観光地づくり

重点プログラム	10年後の目標
⑰環境・地域共生観光地づくり	温室効果ガスの削減と地域への貢献
⑱外国人旅行者の受入環境の整備	サイン・案内表示などの外国語対応の充実
⑲ユニバーサルデザインへの対応	上高地の散策エリアに「バリアフリー推進エリア」の整備
⑳利用環境の心地よさとおもてなし力の向上	上高地の景観と調和した心地よい利用環境の整備と「上高地ガイド」によるおもてなしの充実

3. 実施体制（省略）

第3部 行動計画

第2部で示した基本戦略に従って上高地の目指す姿を実現するため、20の重点プログラムごとに、「現状と課題」「取組の方向性」「行動計画（おおむね5年以内）」を整理しました。

【役割分担】

- 各重点プログラムの主な役割分担は次ページのとおりです。「○」は実施主体又は調整・推進主体、「◎」は関係協議会を表しています。役割分担表に「○」「◎」がついていない機関・団体・協議会であっても、必要に応じて関係協議会などと連絡調整を図りながら、関係者が一体となって取組を進めていきます。

- 「行動計画（おおむね5年以内）」には、実施主体が明確となっている取組のほか、実施が望まれるものの、現時点では実施主体が明確になっていない取組も含まれています。今後、関係協議会などで連絡調整を図りながら、関係者で詳細な役割分担を検討していく必要があります。

【「愛知目標」の達成に向けたわが国のロードマップとの関係】（省略）

	実施主体又は調整・推進主体														関係協議会												
	関係団体																										
	国	県	市	松本市	安曇野市	上高地町会	上高地観光旅館組合	北アルプス山小屋友交会	沢渡町会	ピアーズさわんど	自然公園財団上高地支部	信州大学山岳科学研究所	アルピコ交通株式会社	濃飛乗合自動車株式会社	東京電力株式会社松本電力所	上高地タクシー運営協議会	上高地を美しくする会	北アルプス南部地区山岳遭難防止対策協会	上高地自動車利用適正化連絡協議会	北アルプス登山道等維持連絡協議会	高山植物等保護対策協議会 中信地区協議会	松本市域行政機関連絡会議	上高地ネイチャーガイド協議会	山岳環境保全対策支援事業北アルプス南部地域協議会	松本市特別名勝・特別天然記念物上高地保存管理協議会	中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会	
■基本方針1：上高地の景観と防災の調和																											
梓川河床上昇への対応	○	○	○	○	○	○	○	○							○								◎			◎	
徳沢・横尾地区への管理用道路の整備・維持管理	○	○	○	○																			◎				
梓川左岸歩道の整備・維持管理	○	○	○	○		○	○	○															◎				
防災・減災対策の推進	○	○	○	○	○	○	○	○															◎				
■基本方針2：上高地の生物多様性の保全																											
ニホンザルなどの人慣れ・誘引防止対策	○	○	○	○	○	○	○	○							◎											◎	
ツキノワグマの保護管理	○		○	○	○	○	○	○		○	○															◎	
ニホンジカ侵入防止対策	○	○	○	○	○					○																◎ ◎	
外来種対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				◎											◎	
希少野生動植物の保護増殖	○	○	○	○	○	○					○											◎				◎	
■基本方針3：北アルプス南部の適正な登山利用																											
登山道の整備・維持管理	○	○	○	○	○	○	○		○													◎				◎	
山岳トイレの整備・維持管理	○		○	○	○		○																		◎		
登山の遭難防止対策	○	○	○	○	○	○	○		○													◎					
■基本方針4：上高地の適正な観光利用																											
交通アクセスの改善	○		○	○	○					○	○	○	○									◎					
ナショナルパークゲートシステムの構築	○			○				○	○			○	○	○													
エコツーリズムと環境学習の推進	○	○	○	○		○			○	○														◎			
冬期利用の適正化	○	○	○	○	○	○	○	○		○													◎				
■基本方針5：国立公園モデルの山岳観光地づくり																											
環境・地域共生観光地づくり	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		◎												
外国人旅行者の受入環境の整備	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○														
ユニバーサルデザインへの対応	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○														
利用環境の心地よさとおもてなし力の向上	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○													◎	

(2) 各構成員と国立公園とをつなげる工夫

①国立公園への理解の醸成

- ・国立公園のビジョン、管理運営方針、行動計画等を検討する前に、総合型協議会の各構成員が国立公園についての共通の背景知識を持つことが必要である。
- ・地域住民との意見交換会や地域住民・利用者へのアンケート調査等により、なぜ国立公園が指定されたのか、自然環境や観光の資源として何が重要なのか、地域の価値は何か等について、各構成員に考えてもらう機会を作る。その結果を地域に対して情報提供し、国立公園の価値を構成員同士で共有する。
- ・環境省としては、国立公園が保護と利用を通じ、地域の産業、経済、生活にどのように関わっているのか、また、施設整備やソフト事業の実施により地域の産業等を向上させていくという方法があることを丁寧に説明することにより、地域における国立公園の役割について地域住民に理解を深めてもらうことができる。
- ・必要に応じて、メーリングリストやホームページ、SNS等を活用し、関係する資料や情報を構成員間で共有する。

②各構成員の主体性の醸成

- ・ビジョン等の案を作成する段階から、地域の関係者に関わってもらい、地域に主体性をもって取組を行ってもらうことが重要である。
- ・ビジョン、管理運営方針、行動計画等の案の作成段階において、都道府県や市町村の総合計画や観光振興計画等をできる限り反映するように努める。また、NPO・NGOや自然保護団体等がその公園内で行っている活動を行動計画に取り込むことを検討する。これらにより構成員の主体性を醸成し、役割分担に係る合意形成を図る。
- ・総合型協議会において、構成員全員から活動の報告を行う場を設けたり、できる限り多くの構成員に関係する議題を設定することにより、各構成員が会議に主体的に参加する等の効果が期待できる。
- ・なお、ビジョン等の案の作成を対象地域外の民間コンサルタント等に発注する場合には、地域の歴史・生活文化や地域と国立公園との関係等を十分に承知したうえで業務を実施するよう注意が必要である。

(3) 幹事会、分科会等の設置

①幹事会、分科会等の設置

- ・総合型協議会の構成員のレベルが高く、また人数が多い場合には総合型協議会で実質的な議論がしにくいことが考えられるため、幹事会、分科会等を設置し、個別の課題を議論することが望ましい。
- ・既存の個別課題対応型協議会等を総合型協議会の下に分科会として位置づけて利用することも考えられる。
- ・幹事会、分科会の構成員は、地方環境事務所等の担当者、自然保護官、都道府県や市町村の担当係長等行政機関の実務者レベル及び参加の呼びかけに応じた他の機関、団体の代表者が考えられる。
- ・総合型協議会とは別に様々な個別課題型の協議会等が設置されている場合、総合型協議会と個別課題型協議会等との関係が必ずしも明確ではない場合があるため、両者の関係を明確にすることが重要である。

事例4 知床国立公園・知床世界自然遺産地域連絡会議

「知床世界自然遺産地域連絡会議」に加え、新たな検討組織として、平成22年6月に「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」が設置され、さらにその下には小地域を対象とした個別部会や問題解決型の協議会個別協議会が多数設置されている。また、「知床世界自然遺産地域連絡会議」と同列の会議として、科学的なデータに基づいて総合的な管理を行うために必要な科学的助言を得るための「知床世界自然遺産地域科学委員会」も平成16年7月に設置されている。

②幹事会、分科会等の運営

- ・地方環境事務所等は、管内に複数の国立公園があり、各公園や管理運営計画区ごとの全ての総合型協議会の運営を行うことは事務的な負担が大きいため、幹事会や分科会を自然保護官事務所が運営し、その検討結果を総合型協議会に報告して決定するという手法を採用することができる。
- ・出席者が重なる場合には、総合型協議会と幹事会、分科会等を同日に開催することにより議事の効率化と構成員の負担軽減を図ることができる。

事例5 阿蘇くじゅう国立公園・国立公園阿蘇地域連絡協議会

平成26年1月に設立された国立公園阿蘇地域連絡協議会では、本会議構成員の下に幹事会を設け、課題を整理し3つの柱「自然環境・景観保全」、「国立公園の適正な利用」、「世界レベルの観光地化と地域振興の推進」について協議している。

(4) 地域の広範な意見の収集

- ・ビジョン、管理運営方針等を決定する前に、総合型協議会に属していない地域住民との意見交換会、地域関係機関・団体へのヒアリング、地域住民や利用者に対するアンケート調査を実施することが有効である。
- ・総合型協議会を公開で行い、地域に広く情報提供できる場を整える。ホームページ等に協議会の会議資料や議事内容を公開することも効果的である。

(5) 複数の総合型協議会の連携とその手法

①複数の総合型協議会の連携

- ・一つの公園を複数の地域に分けて総合型協議会を設置する場合、相互の連絡・連携を図ることが有効であることがある。
- ・例えば、広大な公園で構成員数を適正規模にするため、都府県境等で分けている区域、あるいは地理的に離れた地域でも広域観光圏として周遊する利用者が多い区域等が考えられる。
- ・連絡・連携の内容は、シカ害対策、利用地域の偏りといった共通する課題への対応を検討したり、境界に接する地域の登山道の維持管理計画、広域的な観光連携方策を検討すること等が考えられる。

②総合型協議会間の連携の手法

- ・関係者が重なっている場合、合同会議を開催し、関係者が出席しやすい環境を作ることが必要である。合同会議の開催が困難である場合、国立公園内の双方の区域に関係のある議題である場合は、共通の構成員が双方の協議会に出席し、情報提供や意見交換を行ったりすることを検討する。

国立公園における協働型管理運営を進めるための提言

平成 26 年 3 月

「提言」の位置付け

環境省が、国立公園における協働型管理運営の推進を図るために必要な助言を得る上で設置した、6名の有識者からなる「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会」により取りまとめられたもの。

1. 背景

(1) 自然公園法における制度的な背景

- 我が国の国立公園制度は、土地所有に関わらず区域を定めて指定し、公用制限(保護の観点からの規制等)を課すものであり、地域制自然公園制度と呼ばれるものである。具体的には、地方公共団体による通常の行政サービスや地域の企業や住民による産業活動等によって支えられている地域の基盤的・共通的な土地資源の管理運営等(自然資源を活用した観光振興や里地里山・里海・草原等二次的自然における農林水産業による管理等)を前提としつつ、傑出した自然の風景地の保護とその適正な利用の増進を図る仕組みである。
- 国立公園制度が昭和初期に発足した時点で想定された「管理」とは、計画の策定、規制の実施、施設の整備が主であった。自然公園法にもこれらの事項が中心に規定されており、「地域の基盤的・共通的な土地資源の管理運営」の位置づけや、それと国立公園の管理運営との関係については明示されてこなかった。しかし、実態として、こうした「地域の基盤的・共通的な土地資源の管理運営」として行われてきた観光振興や二次的自然の管理等は、国立公園における自然環境の保全や利用の増進に寄与してきた。また一方で、「国立公園の管理運営」として行われてきた風景の保護や利用施設の整備は、地域の環境保全や観光振興等に寄与してきた。このように我が国では、「地域の基盤的・共通的な土地資源の管理運営」と「国立公園の管理運営」は密接不可分の関係にある。
- 我が国の国立公園においては、こうした実態を踏まえ、規制の実施は環境省と都道府県が共同で行い、主要な施設整備は環境省が直接、又は都道府県等の地方公共団体が単独、若しくは国の補助を活用しながら実施してきた。
- また、自然公園法では、国立公園の指定、保護及び利用のための公園計画の決定・変更・廃止の際に都道府県及び中央環境審議会の意見を聴くこととされており、加えて国立公園事業の執行に当たり、国だけでなく地方公共団体や民間事業者も同事業を執行できることとされていることから、従前から国立公園の保護や利用には多様な主体が関わってきた。さらに、地域の実情に即した公園の管理運営を行うため、地方環境事務所長が、地方公共団体や地域住民等関係者の意見を聴取した上で国立公園管理計画を作成している。
- このように、我が国の地域制の国立公園制度を適正かつ効果的に運用するためには、国立公園を管理運営する環境省が地域の多様な関係者と「協働」することが、非常に重要となっている。
- また、海外に目を向けても、国立公園の指定及び管理は国が実施することが国際標準であるが、例えば、日本と同じく地域制の国立公園を有する欧州の一部の国においては、国立公園ごとに国、地方公共団体、学識経験者、環境保護団体等からなる委員会等を設置し、国立公園の管理運営方針の決定に関与する仕組みが存在するなど、国と地域の多様な関係者との「協働」が重視されている。

(2) 国立公園を巡る社会的情勢の変化

- 我が国の国立公園は、国立公園に対するそれぞれの時代のニーズに応じて、対象となる風景様式についても、具体的な地域についても、順次対象を拡大し、その自然の風景地を保護しつつ、国民の自然体験の場としての活用を推進し、観光産業など地域経済にも貢献してきた。しかし平成3年以降、その利用者数は減少の傾向にあり、そのため、国立公園を資源としてきた観光産業にも影響を及ぼし、民間事業者が執行する一部の公園施設の適正な維持管理ができなくなるなど深刻な状況に陥っている地域もある。さらに、旅行会社へのヒアリングにおいても「国立公園が観光客のニーズの変化に対応できていない」との指摘を受けているところでもある。
- また、近年では、風景を含む自然環境の保全についても、行為の規制等のみによる従前の対応のみならず、湿地、草原、サンゴ礁、干潟等の失われつつある自然の再生、外来生物の駆除、増えすぎた野生鳥獣の管理など、能動的な管理運営が求められるようになり、環境省においても積極的に取組を実施している。
- さらに、国と地方公共団体の果たすべき役割の明確化等を目的とした平成11年の地方分権一括法の公布に伴う機関委任事務の廃止、平成17年の三位一体改革による国立公園内の都道府県による施設整備に対する補助金の廃止は、一面では地方公共団体の国立公園管理への関与の機会を減少させた側面がある。

(3) 国立公園の管理運営に関する近年の動き

- このような変化に対応し、「地域制自然公園の管理運営のあるべき姿」を明示するため、環境省では平成18年度に「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」を設置し、有識者による検討を行い、平成19年3月に「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」をとりまとめた。
- この提言では「地域制の自然公園制度は、国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NGO等、土地所有者、利用者等多様な主体が役割分担によって管理運営を行うことが求められる制度」であり、「より能動的な管理運営が求められるようになった近年では、公園の管理運営を担う関係者が、円滑に協働できる体制を整えることが必要である」としている。また、そのために、関係者間の共通認識が基礎となる「公園が提供すべきサービスの明

確化)、「共通の目標(ビジョン)の作成」「目標を達成するための行動計画の作成」、「地域の管理運営の担い手の育成推進」が有効であるとしている。

- これらの提言を受け、平成19年度から平成21年度にかけ「広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業」、平成22年度からは「国立公園の協働型管理運営推進事業」として、各地の国立公園でモデル事業を実施してきた。
- 例えば、上信越高原国立公園(万座・浅間・菅平地域)や大雪山国立公園では、多様な関係者が参画する形で、国立公園管理計画の策定や登山道の維持管理の体制構築を行った。霧島錦江湾国立公園(錦江湾地域)では、錦江湾地域の公園計画や利用者及び地域のニーズに対し国立公園の果たすべき役割を検討し、「霧島屋久国立公園錦江湾地域戦略的運営プログラム」を策定、その結果を踏まえた公園区域と公園計画の見直しが行われた。また、尾瀬国立公園では、「尾瀬国立公園協議会」として、多様な主体が参画する協働組織が構築され、現在も地域において関係者が連携した取組が進められている。
- 提言に係るもの以外の動きとしては、平成14年度(平成15年度)の自然公園法の改正により、環境大臣若しくは地方公共団体又は公園管理団体が、土地所有者等との間で協定を締結し、自然の風景地の管理を行うという風景地保護協定制度(法第43条等)と公園管理団体の指定制度(法第49条等)が設けられる等、国立公園の能動的な管理運営における関係者間による協働を推進する仕組みが生まれている。また、平成21年度(平成22年度)の自然公園法の改正により、生態系維持回復事業制度(法第39条等)を創設し、同制度に基づきニホンジカ対策や外来種対策等に係る生態系維持回復事業計画を策定する際には、地方公共団体、地域住民、NPO、有識者などの関係者と連携を図ることとされたところである。これらの制度改正に基づく公園管理団体の指定やその活動、生態系維持回復事業に係る協議会の設置等も進められている。
- さらに、平成25年11月に環境省と国際自然保護連合(IUCN)の主催により仙台市で開催された「第1回アジア国立公園会議」などの国際的な場においても、住民のニーズと生物多様性の保全を持続可能な形で両立させるため、協働型のガバナンス(※)を促進することの必要性が指摘されている。また、アジア各国においても自国の状況に応じた様々な協働型管理運営の取組が進められていることから、我が国の協働型管理運営の取組について国際的に発信し、情報交換を行っていくことが望ましい。
※IUCNはガバナンスを「組織、手続き、慣習の相互作用であり、権力と責任をいかに行使するか、いかに意思決定を行うか、いかに市民等の関係者が発言の機会を持つかを決定するもの」と定義している。

2. 国立公園の協働型管理運営の現状

(1) 国立公園におけるこれまでの協働型の取組

我が国の国立公園ではこれまでも、清掃活動や希少動植物の保護、マイカー規制、ビジターセンターの管理運営等、個別具体の課題に対応するため、関係者との協働により取組が行われてきた。主な事例を次に掲げる。

① 国立公園の清掃団体

1960年代以降、環境省、地方公共団体、事業者等地域の国立公園関係者により各地の利用拠点において清掃のための団体が設立された。その活動費用は、国、地方公共団体、地元が分担している。

② 利用施設の管理運営やマイカー規制に関する協議会

利用施設の管理運営は、施設整備主体や地方公共団体、ボランティア団体、NPO法人等で構成される管理運営協議会が担っている例が多い。協議会の運営のための人件費や管理費は関係者間で分担しているが、トイレ等の特定の施設の維持管理のために受益者への負担を求めている場合もある。

③ 自然再生事業における地域との協働

1970年代半ばから能動的な保護対策の必要性が高まり、希少植物の保護などの事業が地方公共団体、民間団体、ボランティアなどと国が協働することにより行われるようになった。また、平成14年に施行された自然再生推進法においては、自然再生事業の実施に当たり、関係行政機関や地方公共団体、地域住民、NGO・NPO、有識者等からなる自然再生協議会を組織することとなっており、国立公園においても同法に基づく協議会が設置されているケースがある。

④ 世界自然遺産地域における協働

知床、白神山地、屋久島、小笠原の世界自然遺産地域においては、適正な保護と管理運営を推進するための連絡・調整を行うために、国、地方公共団体等からなる地域連絡会議が設置されるとともに、科学的なデータに基づいた順応的な管理運営に必要な助言を行うための科学委員会が設置され、これらの仕組みに基づく協働の取組が進められている。

(2) 現在全国で設置されている協議会の性格

上記(1)で述べたとおり、全国の国立公園では適正な保護と適正な利用の増進のために多様な主体が様々な形で協働する体制(ここでは「協議会」と呼ぶ。)が構築されているが、その性格(対象とする範囲、機能等)に着目し次の4タイプに分類することができる。

① 「個別課題対応型」協議会

施設の管理運営、外来種対策、シカなどの野生生物管理、マイカー規制、利用拠点の清掃、イベントの企画等、個別の課題に対処するため、当該課題の関係者が構成メンバーとなり、解決策を検討し、対策に取り組むもの。このタイプの協議会は、全国で最も多く設置されている。

② 「個別地域対応型」協議会

集団施設地区など、特定の狭い地域を対象として、当該地域に関わる公的機関や各種関係団体等が構成メンバーとなり、地域が抱える様々な課題の解決策を検討し、対策に取り組むもの。

③ 「連絡調整型」協議会

国立公園全体といった広い地域を対象とし、公的機関をはじめとする関係諸機関が構成メンバーとなり、地域内における課題についての認識を共有し、対応策についての連絡調整を行うもの。

④ 「総合型」協議会

比較的広い地域を対象として、当該地域に関わる公的機関や各種団体が構成メンバーとなり、国立公園（又はその一部地域）における保護の課題や国立公園が提供すべきサービス等についての認識や目標を共有した上で、重要な課題への対応についての合意形成を図り、適切な連絡調整を図りつつ役割分担をして対応策を実施するもの。平成18年度の提言を踏まえ、尾瀬国立公園等において体制構築が進められている。また、世界自然遺産地域における地域連絡会議及び科学委員会、自然再生推進法やエコツーリズム推進法等に基づく協議会等、既存の協議会の中には、活用の方法によって総合型協議会の機能を果たしうるものもみられる。

3. 国立公園の協働型管理運営を進める必要性

(1) 国立公園の自然環境の保全

- 自然環境の保護・保全について、行為の規制のみではなく、例えば、二次的自然（草原、里山、里海、ミヤマキリシマ等遷移途上の植物群落等）の維持、ニホンジカなど大型野生動物による食害、外来生物による生態系の攪乱等に対する能動的な取組を拡充していく中で、土地所有者や地方公共団体、自然保護団体、猟友会、農林水産事業者など関係者が一体となって取り組むことが必須となっている。

(2) 国立公園の利用増進

- 国立公園の適正な利用を増進するため、「魅力的な利用プログラムの開発」や「公園施設の管理運営の質の向上」など、観光客のニーズや社会的情勢の変化等に対して国立公園における管理運営に係る取組が的確かつ迅速に対応することが必要である。そのためには、例えば、公園利用者にサービスを提供する公園事業者や観光関係者等が参画した国立公園の管理運営を推進することが必要である。
- ジオパークやユネスコエコパーク、環境教育やエコツーリズムなど、新たな視点から国立公園に関係する資源を活用しようという気運も盛り上がり、国立公園の多様な価値を高める取組にもつながっている。これらの地域の新たな取組と連携した施設整備や利用プログラムの提供等を国立公園としても進めることが必要である。
- また、こうした取組は、国立公園が存在することによる経済的なメリット、地域の誇りといった目には見えないメリットを高めることとなり、地方公共団体や観光事業者、地域住民をはじめとして、地域における国立公園の存在意義を高めることにつながる。

(3) 地域の計画・施策との整合性の確保

- 環境庁が発足した当時は、高度経済成長時代の大規模な自然破壊や公害問題等に対処するといった社会的な要請を背景として、国立公園行政において開発規制など保護に重点を置いた期間が長かった。このため、国立公園は規制が中心との認識が、国立公園に関係する地方公共団体や住民等の間にある。
- しかしながら、人口・経済ともに成熟した社会を迎え、各地域では居住エリアの再整備やインフラ整備、新たなエネルギーに係る取組等が動き始めている状況において、国立公園が単なる規制としてのみ認識されることは望ましくない。今後、優れた自然環境や風景などの国立公園の価値についての認識の再共有を行うとともに、地域のランドデザインや観光施策に国立公園を適正に位置付けていくため、環境省と地域の相互理解を促進することが重要となっている。

(4) 個別課題対応型協議会の限界

- これまで多く見られた個別課題対応型の協議会においては、地域の将来像を十分共有するというよりも、直面する個別の課題に対していかに対応するかといった観点から取組が進められてきた。このため、関係者間での協働そのものは実行しやすい反面、このタイプの協議会だけでは大局的かつ長期的な観点からの取組を行うことは難しい。また既に顕在化した課題への対応として設置されることが多いため、新たな課題が顕在化する前に迅速かつ戦略的に対応することが困難である。

(5) 協働型管理運営を進めるための体制づくり

- 上記の(1)～(4)に適切に対応するためには、国立公園の多様な関係主体の間において、
 - ・ 国立公園の望ましい保護・利用の姿(国立公園のビジョン)、国立公園の管理運営のあり方、国立公園を含む地域全体の課題や進むべき方向性について、認識を共有すること
 - ・ また、当該認識は、ある程度の期間を区切った上で、社会的情勢の変化を踏まえて評価し、見直しを行い、共有を継続すること
 - ・ こうした共通認識に基づき、取り組むべき施策についての方向性・具体的内容(行動計画)についても、認識を共有すること
 - ・ この行動計画に基づき、環境省、地方公共団体、民間事業者等の関係者の中で役割分担を行い、具体的な取組を進めること

が重要であり、そのために「総合型協議会」において、連絡調整を行いながら、関係者による協働型の管理運営の取組を進めることが望ましい。なお、国立公園の将来像、行動計画の共有については、平成18年度の提言でも掲げられているところである。

- 尾瀬国立公園等においては、こうした総合型協議会が設置・運営されつつあるが、協議会の運営に必要な事務的労力・経費が大きくなることや、国立公園に対する関心など地域の状況が異なることから、総合的な協働体制を構築する取組は一部の国立公園に限られている。このため、総合型協議会を設立し維持するための課題について整理しつつ、可能な地域から全国に広げていくことが重要である。
- さらに、これらの国立公園における多様な関係主体が参画した協働型管理運営は、国立公園のみならず、今後日本全体の保護地域等の施策を考える際に、その自然資源の適正かつ効果的な管理運営手法へ応用されるモデル的取組としても活用されることが期待される。

4. 国立公園の協働型管理運営を進めるための取組の方向性

(1) 国立公園における協働型管理運営を進めるための枠組みづくり

① 協働型管理運営を進めるための枠組み

- 環境省のみならず、地方公共団体や観光事業者など国立公園に関わる関係者の取組を効果的に連携するため、以下に示すような国立公園のビジョン、管理運営方針、行動計画等を、関係者が検討・共有した上で、効果的な協働型管理運営の取組を進めることが必要であり、そのためには、いわゆる「総合型協議会」を設置する必要性が高いと考えられる。

〔国立公園のビジョン〕

自然環境や土地利用状況等国立公園毎の特徴を踏まえた、国立公園の望ましい姿(国立公園の保護すべき資源、利用の方向性等)、国立公園が提供すべきサービス(役割)、国立公園の価値や保全・利用の目標を示したもの。ただし、国立公園がその区域内に留まらず、観光、産業、文化等の地域社会と密接な関わりを持つことや、地域の積極的な参画を促す必要性を踏まえると、国立公園を地域の資源と捉え、国立公園を中核とした「地域のビジョン」として策定することも考えられる。

〔国立公園の管理運営方針〕

国立公園のビジョンを実現するため、環境省や地域の関係者が、国立公園をどのように管理運営していくかといった方向性を示したもの。

〔国立公園の行動計画〕

ビジョンや管理運営方針に基づき、自然環境の保全、施設の整備、維持管理や利用者サービスの提供等、環境省や地域の関係者が分担して実施すべき事項として、具体的な取組内容及び役割分担について記載したもの。なお、行動計画は5年間に行う短中期計画、10年後を見越した長期計画を策定するなど、ある程度の期間を区切り、評価・更新していくことが望ましい。

- 環境省は国立公園の指定・管理者として、これらの枠組みの中核的かつ主導的な役割を担う責任がある。
- 総合型協議会において、環境省、地方公共団体、民間事業者等の国立公園の関係者が国立公園の将来ビジョンや管理運営方針、行動計画を検討・共有することにより、各主体が主体的に国立公園の管理運営に参加し、取組を実施していくとともに、地域の観光施策や教育・文化施策等と連携し、国立公園の自然環境・歴史・文化・農林水産業等の魅力を活かした取組につなげていくことが可能となる。

② 総合型協議会の体制

ア 総合型協議会の対象地域

- 一体性の高い国立公園の場合は、1つの協議会で国立公園全域を扱うことが適当であると考えられるが、地理的・社会的状況(国立公園の範囲、地域の連携体制、利用者の動向など)を踏まえ、それぞれの国立公園毎に

検討すべきと考えられる（その場合は国立公園の各管理計画の作成範囲である管理計画区を基本とすることが望ましい）。なお、自然環境の保護や利用の面から国立公園と密接につながりがある周辺地域についても対象地域に含めて良いものとする。

- 1つの国立公園に複数の協議会が設置される場合には、協議会間の連携・連絡体制を構築することが重要である。

イ 総合型協議会の協議事項

- 協議会の主な協議事項は次のとおりである。
 - 国立公園のビジョン
 - 国立公園の管理運営方針
 - ビジョンや管理運営方針を達成するための具体的な行動計画と役割分担
- これらの協議事項を国立公園の管理運営に反映していく際には、その性格や内容に応じ、下記のように環境省が主導すべき事項と協議会が主導すべき事項に区分を明確化する必要がある。
 - 1) 環境省が果たす役割
 - 協議会の設置を主導
 - 協議会の検討・決定における主導的な役割
 - ビジョン、管理運営方針、行動計画等を踏まえた国立公園管理計画の策定
 - 行動計画で環境省が実施主体となった公園施設の整備の優先順位の決定（直轄整備中期計画等）
 - 行動計画で環境省が実施主体となった取組の積極的な実施
 - 2) 協議会が果たす役割
 - 下記の事項を決定
 - 国立公園のビジョン
 - 国立公園の管理運営方針
 - ビジョンや管理運営方針を達成するための具体的な行動計画と役割分担
 - 国立公園毎の自然環境の保全や適正な利用の推進に係る地域ルール
 - 新たに発生した国立公園の課題に対する取組
 - 行動計画等に基づく取組の進捗の確認と定期的なフォローアップ（評価・改訂）
 - 上記以外の国立公園関係者の取組に関する情報共有と連絡調整
 - 3) 協議会構成員（環境省以外）が果たす役割
 - 合意されたビジョン・管理運営方針に関連する計画等へ反映
 - 行動計画に基づく各取組の積極的な実施
 - 所属団体や構成員が関係する団体等における取組の先導と統括

ウ 総合型協議会の構成員

- 協議会は、地方環境事務所等、環境省以外の国の出先機関、地方公共団体、公園事業者の代表、公園管理団体、農林水産業従事者、当該国立公園の自然環境・社会環境に知見を有するもの（研究者等）、観光関係者、ガイド団体、地域住民等で構成することが適当である。
- 参加する者が広がりすぎると議論がまとまらなくなることが懸念されることから、人数を一定程度（最大30名程度）とすることを基本とするが、公平・公正性の担保という観点から、その選定にあたっては、地域の特性を踏まえた方法を工夫することが重要である。
- 協議会において、参加者が責任をもって発言し踏み込んだ議論が行われるとともに、国立公園を含む地域全体についての視野をもった検討がなされるためには、それぞれの組織のしかるべき者（施策の決定権者等）が参画することが望ましい。
- 協議会構成員以外の意見を聴取する方策（住民説明会、ワークショップ、パブリックコメント等）の工夫も必要である。

エ 総合型協議会の体制

- 国立公園の適正な管理運営のための協議会であることから、原則として、地方環境事務所等が事務局を担うことが望ましいが、環境省の人員・予算は限られていることから、地域の実情に応じて地方公共団体や公園管理団体等がその役割の全部或いは一部を担うことも検討する。
- 組織の施策の決定権者が参画する協議会では、効果的・効率的な検討を行うためには、その準備のための実務担当者による幹事会、及び各議題に関わるコアメンバーによる作業を行うための分科会を設置することが望ましい。
- 学識経験者等による客観的な立場による意見が協議会の議論に反映されることが重要である。国立公園毎の実情に応じ、学識経験者等を協議会或いは分科会の構成員として含めるか、学識経験者による助言機関を設置することが望ましい。

オ 総合型協議会設置に向けた進め方

- 全国の国立公園において、地域の多様な関係者が参画した総合型協議会の設置を進めていくことが必要。
- ただし、総合型協議会の設置や運営の困難性を勘案すれば、地域の意向や必要性、可能と考えられる連携の体制等に応じて、逐次設置していくことが適切である。
- 設置に際しては、地域ごとの実情（直面する課題、関係者の認識等）を踏まえて、まずは関係者が集まりやすい個別課題対応型協議会や個別地域対応型協議会を設置した上で、関係者の認識が高まるなどの適切かつできるだけ早い時期に、ビジョン等を検討する総合型協議会へ段階的に発展させていく進め方もあり得る。
- 世界自然遺産地域の地域連絡会議等、既存の協議会がある地域においては、その協議会が国立公園の総合型協議会の役割を担うことも可能。

(2) 公園管理団体制度の拡充

- 国立公園の協働型管理運営を進める上で、地域に根ざした公園の管理運営の担い手の育成が進められることが望ましい。こうした担い手の役割は、地域での活動を調整し、また継続的に支援することである。
- 現在の公園管理団体制度は、まさに国立公園における民間団体や地域住民との協働型管理運営を進めるために重要なツールであるものの、指定団体が少なく、また新たな指定も少ないことが現状である。
- 一方、近年はCSR活動の一環として、国立公園の管理運営に主体的に参画する企業が見られるようになってきた。
- 国立公園の協働型管理運営を推進する重要な担い手を育成し、活動の活性化を図るため、公園管理団体のメリットの提供や指定対象の拡充等を検討していくことが必要である。

(3) 国立公園管理計画のあり方の見直し

- 上記(1)に記載した国立公園における協働型管理運営を進めるための枠組みについては、国立公園管理計画の中に位置づけていくことを検討することが必要。
- 具体的には、総合型協議会で検討・策定したビジョン・管理運営方針・行動計画のうち、ビジョン及び管理運営方針については、国立公園管理計画の一部として位置づけ、整合性・実現性を確保していく。また、行動計画については、多様な主体の取組内容を含むものであることから、地方環境事務所が策定する国立公園管理計画とは別に作成する。ただし、行動計画のうち環境省で取り組むべき事項として整理されたものを管理計画の一部に反映し、行動計画に位置づけられた環境省以外の各主体の取組については推進することを記載する等、整合性・実現性を確保する。また、総合型協議会で合意された自然環境の保全と適正な利用の推進に関する地域ルールについても、管理計画の一部に位置づける等、整合性・実現性を担保する。
- 上記を踏まえ、国立公園管理計画の具体的な内容や作成方法などが定められた「国立公園管理計画作成要領」の見直しが必要である。また、管理計画区については、現在、設定の基準等がなく、その範囲の規模が国立公園毎に異なっていることから、上記「国立公園管理計画作成要領」の見直しに併せて、設定の考え方について整理することが必要である。

(4) その他

- 効率的な事務局運営、効果的な行動計画の進捗状況の点検、資金の調達（協力金・負担金の導入や基金の創設、外部資金の活用等）等、協議会においてしっかりした事務局体制のもと合意事項を確実に実施していくための仕組みについての検討が必要である。
- また、質の高い利用プログラムの提供や地域の取組との連携には、周辺地域の利用のあり方や地域振興計画との連携方法といった観点をビジョンや管理運営方針に入れ込むことが必要である。

5. 今後の課題と進め方

- 総合型協議会の位置付けや、ビジョンの内容、管理運営方針、及び行動計画の内容、これらの計画に基づき各取組が確実に実施されていくための協議会の機能等については、全国の国立公園において試行的に協議会を開催することによって、さらに知見を蓄積し検討を重ねていき、制度の強化を図っていくことが必要である。
- さらに、各地における協働型管理運営の取組について、全国の国立公園において共有を図るとともに、国際的にも我が国の取組を情報発信していくことが必要である。
- また、地域における協働型管理運営を促進するためには、国立公園の地域経済への貢献、国立公園の利用者数、国民の国立公園に対するニーズの変化、観光事業者・地域住民・利用者などの国立公園に対する意識の変化等、所要の事項について定期的に調査・分析を行い、科学的・客観的なデータを示した上で、地域の関係者に対して、取組への参画を促していくことが望ましい。

(参考) 国立公園における協働型運営体制のあり方検討会委員 (50音順)

海津	ゆりえ	文教大学国際学部国際観光学科・教授
熊谷	嘉隆	国際教養大学地域環境研究センター・教授
下村	彰男	東京大学大学院農学生命科学研究科・教授 (座長)
土屋	俊幸	東京農工大学大学院農学研究院 教授
寺崎	竜雄	公益財団法人日本交通公社・理事・観光文化研究部長
吉田	正人	筑波大学大学院人間総合科学研究科・教授

環自国発第 1407073 号
平成 26 年 7 月 7 日

地方環境事務所長 殿
釧路、長野及び那覇自然環境事務所長 殿

自 然 環 境 局 長
(公 印 省 略)

国立公園における協働型管理運営の推進について

国立公園の管理においては、近年、外来種や野生鳥獣による被害等の新たな課題への能動的な対応、利用者ニーズの変化を踏まえ、地域振興に配慮した適切な利用の推進及び地域の観光や土地利用に関する計画・施策との整合性の確保が求められている。これらの課題等への長期的かつ戦略的な取組の推進について助言を得るため、平成 23 年度より有識者から成る「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会（座長：東京大学下村教授）」を設置し、「国立公園における協働型管理運営を進めるための提言」（平成 26 年 3 月 20 日）がとりまとめられた。当該提言を受け、国立公園においては、下記のとおり地域の関係者との協働による管理運営を推進していくこととしたので通知する。今後、各国立公園におかれては、本通知に沿った取組を適切に実施されたい。

記

- 1 地域の関係者との協働による管理運営*の取組を進めるに当たっては、次の事項に留意し、順次可能な地域から取組を進めること。
 - ・各国立公園の全体又は地理的・社会的若しくは利用上まとまりを持った一定の地域において、国立公園の価値や保全・利用の目標を示したビジョン、そのビジョンを実現するための管理運営の方針及び自然環境の保全や適正な利用の推進に係る地域ルール**について、環境省及び地域の関係者が共有する。
 - ・これらのビジョン、管理運営方針等に基づき、自然環境の保全、利用施設の整備及び維持管理、利用者サービスの提供等の地域の関係者が分担して実施すべき具体的な取組内容及び役割分担について整理した行動計画を作成する。
- 2 国立公園における保護の課題や提供すべきサービス等について総合的に検討し、上

記1の国立公園におけるビジョン、管理運営方針、行動計画及び地域ルールを決定し、その実現に向けた取組の進捗管理等を行う組織として、関係者が参画する常設の協議会（以下「総合型協議会」という。）を設置すること。世界自然遺産地域における地域連絡会議等の既存の枠組みが、総合型協議会としての役割を担える場合は、これを活用することができる。また、環境省を含む総合型協議会の構成員は、国立公園のビジョン等の当該協議会における決定事項に最大限配慮しつつ、行動計画に沿った取組を進めていくための計画づくりや具体的な施策を実施していく。

- 3 総合型協議会における決定事項については、地方環境事務所長が作成する国立公園管理運営計画に次のとおり位置付け、その整合性及び実現性を担保すること。具体的には、別途定める「国立公園管理運営計画作成要領」に沿ったものとする。
- ・総合型協議会で決定された国立公園のビジョン、管理運営方針及び地域ルールについては、国立公園管理運営計画の一部として位置付ける。
 - ・国立公園管理運営計画には、総合型協議会で決定され、行動計画に定められた環境省を含む各主体の取組について記載する。

なお、今後、これらの具体的な内容や進め方をまとめた「国立公園における協働型管理運営を進めるための手引書」を作成する予定としている。

* 「地域の関係者との協働による管理運営」とは、関係者が国立公園の望ましい保全・利用の目標（ビジョン）、当該国立公園の管理運営のあり方等を共有し、その共通認識に基づき、各関係者が主体的に国立公園の管理運営に資する取組を実施することをいう。

** 「地域ルール」とは、国立公園の全部又は一部の地域において、自然環境や利用状況を踏まえて定める地域特有の自然環境保全及び適正利用の推進のための自主的なルールや遵守事項のことをいう。

以 上

国立公園管理運営計画作成要領

第1 目的

国立公園管理運営計画（以下「管理運営計画」という。）は、地域の実情に即した国立公園管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するものとする。

第2 管理運営計画の作成対象地域

管理運営計画の作成対象地域（以下「管理運営計画区」という。）は、一体性の高い国立公園の場合は国立公園全域又は地理的区分としての地域ごとに作成するものとするが、風致景観の特性（一体性又は類似性）及び社会的特性（地域の連携体制、利用の形態等）により、国立公園を複数の地区に区分する場合は、その地区ごとに作成し得るものとする。

第3 管理運営計画の内容

管理運営計画においては、原則として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 管理運営計画作成の経緯

管理運営計画の作成又は変更の経緯及びその要点を記載する。

(2) 管理運営計画区の概況

管理運営計画区を構成する風致景観及び自然環境の概況、利用の概況、公園計画（規制計画及び施設計画）の概況を記載する。

(3) ビジョン

管理運営計画区の風致景観及び自然環境、利用状況等の国立公園ごとの特徴を踏まえた国立公園の望ましい姿（国立公園の保護すべき資源、利用の方向性等）、国立公園が提供すべきサービス（役割）、国立公園の価値や保全・利用の目標をわかりやすく示したものを記載する。国立公園を中核とする地域の関係者によって構成され、国立公園における保護の課題、国立公園が提供すべきサービス等について総合的に議論する協議会（以下「総合型協議会」という。）において決定した内容を記載する。

(4) 管理運営方針

上記（3）の国立公園のビジョンを実現するために、環境省や地域の国立公園関係者が、国立公園を管理運営していくに当たっての方向性を示したものであり、総合型協議会において決定した内容を記載する。

(5) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

管理運営計画区において保全すべき風致景観及び自然環境を整理の上、それぞれの保全方針を記載する。また、当該方針に従い、保全のための指導事項、遵守事項及び地域ルール並びに環境省としての風致景観及び自然環境の保全に関して取り組むべき事項とともに、総合型協議会において決定し、行動計画に位置付けられた環境省を含む各主体の取組について記載する。

(6) 適正な公園利用の推進に関する事項

管理運営計画区において風致景観及び自然環境の希少性や脆弱性、地形的要素、アクセス条件等を整理の上、当該地域の利用方針を記載する。なお、利用方針を整理する際には、上記の整理に従いエリア分けした上で、エリアごとに利用方針を示すこともあり得る。また、当該方針に従い、適正利用のための指導事項、遵守事項及び地域ルール並びに環境省として適正な公園利用の推進に関して取り組むべき事項とともに、総合型協議会において決定し、行動計画に位置付けられた環境省を含む各主体の取組について記載する。

(7) 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(公園事業取扱方針)

公園事業について、事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成 22 年 4 月 1 日環自国発第 100401003 号)によるほか、事業者等を指導する取扱方針を定める。

(許可、届出等取扱方針)

国立公園内における各種行為について、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成 17 年 10 月 3 日環自国発第 051003001 号)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成 12 年 8 月 7 日環自計第 171 号・環自国第 448-1 号)において定める基準の細部解釈によるほか、事業者等を指導する取扱方針を定める。

(8) 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

総合型協議会の開催、情報共有体制等、管理運営計画の運用その他の新たな課題への対応を行っていくための、地域の国立公園関係者との連携体制等について記載する。

(9) その他及び参考資料

上記(1)～(8)のほか、国立公園の管理運営において必要な事項について定める。また、参考資料として、管理運営計画とは別に定められた当該地区における各種許認可に係る通知、行為の許可基準の特例、指定動植物一覧等の国立公園の管理運営を行っていく上で必要な資料を添付し、国立公園関係者と情報共有を図ることとする。

第 4 管理運営計画の作成手続

1 管理運営計画（管理運営計画に係る特定事項を含む。）は、地方環境事務所長（釧路自然環境事務所長、長野自然環境事務所長及び那覇自然環境事務所長を含む。以下同じ）が、原則として総合型協議会又はその分科会等を活用して作成（変更する場合も含む。以下同じ）するものとする。

なお、管理運営計画の変更は、総合型協議会におけるビジョン等の決定を受け、公園計画の見直しの機会に実施することを基本とするが、部分的な変更については、総合型協議会の設置状況や公園計画の見直し状況等の地域の実情を踏まえ、必要に応じてこれによらずに随時実施することができるものとする。

2 地方環境事務所長は管理運営計画の作成に当たっては、関係者の意見を十分聴取するとともに、その作成状況について随時情報共有に努めることとする。また、行政手続法第6章の規定による意見公募手続により広く一般から意見を募集するものとする。

ただし、第3の（7）に掲げる事項に関係しない軽微な変更等であって、関係者の意見聴取や一般からの意見公募手続の必要がないと地方環境事務所長が判断した場合はこれらを省略できる。

3 管理運営計画に記載する事項のうち、第3の（7）に掲げる事項の作成に当たっては、法定受託事務実施都県の下承を得るものとする。

4 地方環境事務所長は、管理運営計画に記載する事項のうち第3の（7）に掲げる事項の案については、あらかじめ自然環境局長と協議しなければならない。自然環境局長は、地方環境事務所長から案の協議を受けたときには、原則として2か月以内に同意の可否について回答するものとする。

5 地方環境事務所長は、管理運営計画の作成に当たっては、必要に応じ第3の（7）に掲げる事項以外の事項についても、自然環境局長の意見を聴くことができる。

第5 管理運営計画作成国立公園の指定

地方環境事務所長は、自然環境局長の意見を聴いて、毎年度当初、当該年度において管理運営計画を作成する国立公園を指定するものとする。

第6 報告及び公表

地方環境事務所長は、管理運営計画を作成した際には、管理運営計画書としてとりまとめ、自然環境局長に報告し、また、これを公表するものとする。

第7 管理運営計画の運用

地方環境事務所長は、管理運営計画を作成した際には、総合型協議会に報告し、情報共有を図るとともに、総合型協議会において当該計画の運用状況について共有を図っていくものとする。

なお、第4の4の協議による同意を得て地方環境事務所長が管理運営計画を作成した場合、第3の(4)及び(7)に掲げる事項については、地方環境事務所長の権限の行使に加え、環境大臣の権限の行使に関してもこれを準用するものとする。

資料 4

国立公園管理運営計画作成状況一覧

平成26年8月15日現在

国立公園名	地域名	事務所名	関係都道府県	作成年度	既存管理計画		改訂中	
					最終改定年度	改定回数	作成年度	完成予定年度
1 利尻礼文サロベツ	1 全域	北海道	北海道	S60	19	2		
2 知床	2 全域	釧路	北海道	S56	25	3		
3 阿寒	3 阿寒	釧路	北海道	S57	17	3	26~	27
	4 川湯		北海道	S58	18	3	26~	27
4 釧路湿原	5 全域	釧路	北海道	H18	-	0		
5 大雪山	6 全域	北海道	北海道	H17	19	1		
6 支笏洞爺	7 全域	北海道	北海道	S62	22	2		
7 十和田八幡平	8 十和田・八甲田	東北	青森 秋田	S61	13	1		
	9 八幡平		岩手 秋田	S60	-	0		
8 三陸復興	10 全域	東北	岩手 宮城	S62	14	2		
	11 種差海岸・階上岳		青森	H元	-	0	25~	26
9 磐梯朝日	12 出羽三山・朝日	東北	山形 新潟	S63	8	1		
	13 飯豊		山形 福島 新潟	H元	-	0		
10 日光	14 磐梯吾妻・猪苗代	関東	山形 福島	H9	15	2	26~	
	15 那須・甲子		福島 栃木	S59	14	2		
11 尾瀬	16 鬼怒川・栗山	関東	栃木	S62	24	1		
	17 日光		栃木 群馬	H11	13	1		
12 上信越高原	18 (日光国立公園 尾瀬)	関東	福島 群馬 新潟	H9	25	1		
	19 谷川・苗場の四方部分		群馬	S59	23	1		
	万座・草津		群馬	H13	23	1		
	浅間		群馬 長野	S57	23	1		
	菅平		長野	H13	23	1		
	20 須坂・高山		長野	H13	-	0	24~	26
	21 谷川・苗場		群馬 新潟	H13	-	0		
	22 志賀高原		長野	S57	-	0		
13 秩父多摩甲斐	23 戸隠	関東	長野	S57	17	2		
	24 妙高高原		新潟	H2	17	1		
14 小笠原	25 全域	関東	埼玉 東京 山梨 長野	H11	16	1		
15 富士箱根伊豆	26 全域	関東	東京	H12	-	0	22~	?
	27 伊豆諸島(大島支庁管内)		東京	S63	4	1		
	28 伊豆諸島(八丈島支庁管内)		東京	H元	4	1		
	29 伊豆諸島(三宅島支庁管内)		東京	H6	-	0		
	30 箱根		神奈川 静岡	S59	16	1		
	31 富士山		山梨 静岡	H11	-	0	18~	?
16 中部山岳	32 伊豆半島	長野	静岡	H元	11	2	17~	?
	33 立山		富山	S63	13	1		
	34 後立山		長野	H4	-	0		
	35 南部		長野 岐阜	H4	24	1		
	36 上高地		長野	H4	-	1		
17 白山	37 乗鞍	中部	長野 岐阜	S59	-	2		
	38 全域		富山 石川 福井 岐阜	S61	23	2		
18 南アルプス	39 全域	関東	山梨 長野 静岡	H13	-	0		
19 伊勢志摩	40 全域	中部	三重	S57	21	2		
20 吉野熊野	41 吉野	近畿	奈良	S57	13	2		
	42 熊野		三重 奈良 和歌山	S58	12	2		
21 山陰海岸	43 全域	近畿	京都 兵庫 鳥取	H4	21	2		
22 瀬戸内海	44 和歌山県	中国四国	和歌山	H6	17	1		
	45 西播		兵庫	H10	24	1		
	46 六甲		兵庫	S61	5	1		
	47 淡路		兵庫	H3	-	0		
	48 岡山県		岡山	H元	19	1		
	49 広島県		広島	S63	-	0		
	50 山口県		山口	H6	22	1		
	51 徳島県		徳島	H6	-	0		
	52 香川県		香川	H10	14	1		
	53 愛媛県		愛媛	H10	22	1		
	54 関門海峡		山口 福岡	S62	-	0		
23 大山隠岐	55 大分県	中国四国	九州	H3	-	0	22~	26
	56 大山・蒜山		岡山 鳥取	S59	16	4	26~	28
	57 鳥根半島		鳥根	H5	11	1		
	58 隠岐		鳥根	H5	11	1		
24 足摺宇和海	59 三瓶山	九州	鳥根	H5	11	1		
	60 足摺		高知	S59	10	1		
25 西海	61 宇和海	九州	愛媛	S59	10	1		
	62 平戸・九十九島		長崎	S56	25	3		
26 雲仙天草	63 五島列島	九州	長崎	S56	24	3		
	64 雲仙		長崎	S63	17	2		
27 阿蘇くじゅう	65 天草	九州	熊本 鹿児島	H3	18	1		
	66 阿蘇		熊本	S56	12	2		
28 霧島錦江湾	67 くじゅう	九州	大分	S56	25	3		
	68 霧島		宮崎 鹿児島	S61	12	1		
29 屋久島	69 錦江湾	九州	鹿児島	H12	18	1	24~	27
	70 屋久島		鹿児島	H12	-	0		
30 慶良間諸島	71 西表	那覇	沖縄	H元	-	0		
	72 石垣		沖縄	S59	-	0		
31 西表	73 石垣	那覇	沖縄	H21	-	0		

国立公園における協働型管理運営の推進のための手引書

平成 27 年 3 月

環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

TEL 03-3581-8278
